

指定居宅介護支援事業所運営規程

(大原在宅介護支援センター)

(事業の目的)

第1条 この規程は、品川区が開設する大原在宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、品川区、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 大原在宅介護支援センター
- 二 所在地 品川区豊町 6-25-13 ハイタウン中延 1階

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の職員管理および業務管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 5名以上 常勤職員 5名以上（管理者と兼務1名）
非常勤職員 名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

- 三 事務職員 1名以上（常勤職員）または（非常勤職員）

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務および必要な事務を行う。

(事業の実施日および実施時間)

第5条 事業の実施日および実施時間は、次のとおりとする。

- 一 実施日 月曜日から土曜日
ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除く。
- 二 実施時間 午前9時から午後7時
- 三 夜間等の緊急の相談等に備えるため、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容および利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法および内容は、次のとおりとする。

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握および分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に提供し、居宅サービス計画およびサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者および担当者に交付する。

課題の分析については「品川区アセスメント方式」等を用いる。

- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）するとともに、少なくとも1カ月に1回訪問する。ただし、介護保険法令に定める要件を満たした場合であって、少なくとも2カ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接する。これにより、利用者の課題を把握し、居宅サービス計画の変更およびサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1カ月に1回モニタリングの結果を記録する。

- 三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業者等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

- 四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

五 適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。また介護保険施設から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（「居宅介護支援事業者 運営規程 別紙料金表」）によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の実費について、利用者からの支払いを受けられることができる。支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、原則として品川区全域とする。

（虐待防止）

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、迅速かつ適切な対応に加え、その再発を確実に防止するため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、介護支援専門員に対する研修の実施、担当者を設置する措置を講じる。

（相談・苦情対応）

第9条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の希望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故処理）

第10条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに品川区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速や

かに行う。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から改正する。

この規程は、平成22年 12月1日から改正する。

この規程は、平成24年 4月 1日から改正する。

この規程は、平成26年 4月 1日から改正する。

この規程は、平成27年 4月 1日から改正する。

この規程は、平成30年4月1日から改正する。

この規程は、令和元年10月1日から改正する。

この規程は、令和3年4月1日から改正する。

この規程は、令和3年10月1日から改正する。

この規程は、令和6年4月1日から改正する。

居宅介護支援事業所 運営規程 別紙料金表

〈基本料金〉

指定居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ) (取扱件数45件未満)	要介護1・2	1月につき	12,380円
	要介護3・4・5	1月につき	16,085円

※高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、厚生労働省が定める所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算し、算出した金額とする。

※業務継続計画が策定されていない場合、厚生労働省が定める所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算し、算出した金額とする(令和7年4月1日から適用)。

※指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物(以下、「同一敷地内建物等」という)に居住する利用者または指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数に基づき算出した金額とする。

※運営基準減算に該当する場合は、厚生労働省が定める所定単位数の100分の50に相当する単位数に基づき算出した金額とする。また、2月以上継続している場合は算定しない。

※特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,280円を減額する。

〈加算〉

初回加算		1月につき	3,420円
特定事業所加算	(Ⅰ)		5,916円
	(Ⅱ)		4,799円
	(Ⅲ)		3,682円
	(A)		1,299円
特定事業所医療連携加算		1月につき	1,425円
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	1月につき	2,850円
	(Ⅱ)	1回まで	2,280円
退院・退所加算	(Ⅰ)イ	入院等期間中 1回まで	5,130円
	(Ⅰ)ロ		6,840円
	(Ⅱ)イ		6,840円
	(Ⅱ)ロ		8,550円
	(Ⅲ)		10,260円
通院時情報連携加算		1月につき 1回まで	570円
緊急時等居宅カンファレンス加算		1月につき 2回まで	2,280円
ターミナルケアマネジメント加算		1回まで	4,560円